



保険セクターの国際的な
規制の動向

(2020年7月中旬～8月中旬)



**MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS**
since 1845

保険セクターの国際的な規制の動向（2020年7月中旬～8月中旬）

内容

カリフォルニア州保険局、初のグリーン保険商品のデータベースを立上げ（7月14日）	3
欧州監督機構、新たなサステナブル・ファイナンス戦略にかかる欧州委員会の市中協議文書に対する回答を提出（7月15日）	3
全米保険監督官協会、気候変動とレジリエンシーに関するタスクフォースを新たに組成（7月17日）	4
欧州監督機構、PRIIPs 規制のレビューの結果を欧州委員会に提出（7月20日）	4
金融安定理事会、気候関連リスクに関する金融当局の取組みにかかる実態調査報告書を公表（7月22日）	4
英国金融行為規制機構、立場の弱い消費者の公正な取扱いに関する被規制金融機関向けガイダンス案の市中協議を開始（7月29日）	5
金融安定理事会、ドイツのピア・レビュー報告書を公表（7月29日）	6
オーストラリア健全性規制庁、保険会社の資本管理に関する新たなガイダンスを発表（7月29日）	6
ニューヨーク州金融サービス局長官、米国労働省の私的年金基金の ESG 投資に関する規則案への反対を表明（7月29日）	6
英国健全性監督機構、ソルベンシーII におけるマッチング調整の外部監査に関する期待について市中協議を開始（7月30日）	7
欧州保険・年金監督当局、金融安定報告書 2020 を公表（7月30日）	7
中国銀行保険監督管理委員会、損害保険業界の高品質な発展の促進のための3か年計画を公表（8月5日）	8
カナダ金融機関監督庁、IFRS17 に関する作業のタイムラインをアップデート（8月7日）	8
中国銀行保険監督管理委員会、2020年第2四半期の銀行・保険統計を公表（8月10日）	9
香港保険監督機構、CEO の再任を歓迎（8月14日）	9

カリフォルニア州保険局、初のグリーン保険商品のデータベースを立上げ（7月14日）

- カリフォルニア州保険局は、初の、消費者志向のグリーン保険商品のリストである「気候に配慮した保険商品データベース（Climate Smart Insurance Product Database）」を立ち上げた。その目的は、そうした商品への理解やアクセスを容易にするとともに、更なる保険商品のイノベーションを奨励すること。
- 同データベースには、気候リスクを取り扱い、新技術を利用し、また、レジリエンスを強化する、個人および企業向けの、現在購入できる400以上の保険商品が登録されている。同データベースは、同当局長官の気候変動に対応するための戦略の一つとして位置づけられている。
- 同データベースでは、①保険会社名、②商品提供者の種類（保険会社、再保険会社、ブローカー等）、③保険カバーの種類（住宅所有者、企業、自動車等）、④商品の種類（フォーティファイド・ホーム、エネルギー効率的な施設、自然ベースのソリューション、低排出ガス車、再生可能エネルギー、カーボン・オフセット、汚染物質の低減）の各項目で商品の検索ができる。

（出所）California Department of Insurance ‘Commissioner Lara launches first-ever database of green insurance products’

欧州監督機構、新たなサステナブル・ファイナンス戦略にかかる欧州委員会の市中協議文書に対する回答を提出（7月15日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督当局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）の3機構。）は、金融セクターのESGリスクへのレジリエンスを高め、現在進行中の、より持続可能な経済への移行に向けて欧州の政策枠組みを強化しようとする欧州委員会の試みを支持。
- ESAsは、欧州の将来の持続可能な金融戦略をさらに強化するため、①より良い開示を支える、高品質で利用者利便の高い持続可能性に関するデータ、②効率的なリスク管理と長期的な視点での金融に関する意思決定を促進するための、強固で画一的でない規制枠組み、③投資家と消費者が安全かつ透明に持続可能な金融商品を購入し利用できるようにすること、の3つを確保することの重要性を指摘。
- そのためには、①持続可能性に関するデータに容易にアクセスできるよう、欧州の統一的なデータ・プラットフォームを構築するとともに、明確で詳細なタクソノミーの作成やESG関連の開示基準の策定が必要であり、②健全なリスク管理を支える強固なコーポレート・ガバナンスやマネジメントによる効果的な戦略の策定や監視が鍵となり、また、③ESG格付やベンチマーク、エコラベルにかかる基準の策定も重要である、と指摘。
- あわせて、EUレベルだけでなく、証券監督者国際機構（IOSCO）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、保険監督者国際機構（IAIS）、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）などグローバル・レベルでの取組みも重要であると指摘。

インプリケーション：データ・プラットフォームの構築や開示基準、ESG格付やベンチマーク、エコラベルにかかる基準の策定に向けてどのようなロードマップで取組むのか、また、欧州が国際的な機関とどのように連携していくのか、その動向を注視していくことが肝要。

（出所）EIOPA ‘EIOPA responds to the European Commission’s consultation on a renewed sustainable finance strategy’

全米保険監督官協会、気候変動とレジリエンスに関するタスクフォースを新たに組成（7月17日）

- 同タスクフォースのマネートは、気候関連リスクおよびレジリエンス関連の事項にかかる、全米保険監督官協会（NAIC）が関わる全ての国内および国際的な取組みを調整すること。それには、当局者間や業界、消費者、その他のステークホルダーとの対話を含む。加えて、同グループは、気候リスクのディスクロージャーについての検討を行うとともに、気候リスクおよびレジリエンスに対する金融規制のアプローチを評価し、気候リスクおよびレジリエンスに対する革新的なソリューションを検討し、保険業界に関連する持続可能性、レジリエンス、緩和に関するイシューおよびソリューションの特定などを行う。

インプリケーション：今後、NAICが米国内をどのように調整していくのか、また、米国として日本や欧州との対話や国際的なプロジェクトの中でどのようなスタンスをとっていくのか、注目に値する。

（出所）NAIC ‘NAIC Levels Up on Climate & Resiliency’

欧州監督機構、PRIIPs 規制のレビューの結果を欧州委員会に提出（7月20日）

- PRIIPs規制¹の改正のために2019年10月に行われた規制上の技術的基準（RTS）案にかかる市中協議の後、欧州監督機構（ESAs）は、主要な情報を記載した文書（key information document、KID）のレビューを実施。その目的は、KIDの導入以降に特定された課題、特に、パフォーマンスとコストに関する情報の表示の方法にかかる課題を検討し、集団投資事業（UCITS）によるKIDの運用が適切に行われることを確保すること。
- 市中協議後の最終報告書案は、本年6月、3機構のボードにそれぞれ提出された。同案は、EBAとESMAでは採択されたものの、EIOPAでは特定多数の支持を得ることができなかった。
- RTSを支持しなかったボード・メンバーは、想定されているPRIIPsの包括的なレビューに先駆けて、現段階でPRIIPs規制の部分的な改正を行うことは適当ではないと考えている。また、多くのボード・メンバーは、6月の最終報告書案で述べたように、投資ファンドについて、過去のパフォーマンスに関する情報を別に開示する（2番目に良い）アプローチではなく、KIDに含めて開示した方が良いと考えている。

インプリケーション：日本では、外貨建て保険などの販売時における分かりやすい情報の提供の重要性について、これまでも、顧客本位の業務運営の文脈の中で議論されてきている。また、2020年8月に公表された「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて」では、「顧客本位の業務運営に関する原則」⁵の注4および5の変更が提案されたところ。さらに、同報告書はPRIIPs規制にも言及していることなどから、日本としても同規制の実施状況をフォローしていくことは有用であると考えらえる。

（出所）EIOPA ‘Letter of the ESAs on outcome of ESA review of the PRIIPs Delegated Regulation’

金融安定理事会、気候関連リスクに関する金融当局の取組みにかかる実態調査報告書を公表（7月22日）

- 金融安定理事会（FSB）が公表した同報告書によると、気候関連リスクをどの程度自身の金融安定のモニタリングの一部ととらえているかについて、各当局の考えにはばらつきがあるものの、多くの当局は気候関連リスクが金融システムや

¹ PRIIPs（Packaged Retail and Insurance based Investment Products）規制とは、金融商品間の比較可能性を確保するため、各金融商品の主要な情報（リスクの程度、パフォーマンスシナリオに基づく商品のパフォーマンス等）を記載した文書（KID：Key Information Document）の作成・開示義務を金融商品の販売会社等に課すもの。

金融機関に何らかの影響を及ぼすと考えている。

- いくつかの当局は、データの不足などの課題に直面しながらも、当局主導のトップダウン・アプローチ、あるいは、金融機関主導のボトムアップ・アプローチを用いることなどにより、気候関連リスクの定量化を試みている。他方で、そうした試みは、今のところ、気候関連リスクのグローバル金融システムへの影響をホリスティックに評価するまでには至っていない。マイクロ・レベルでは、いくつかの国では、気候関連リスクは、ストレス・テストや開示などを通じて、銀行や保険の個社監督にも落とし込まれている。
- 保険関連では、物理的リスクに関連して、気候関連のイベントの頻度や甚大さが高まる中で、保険負債の評価がそれらのリスクに見合ったものとなっていない可能性があるほか、他方で、保険会社が保険料を上げたり補償の範囲を限定したりすれば、リスクは家計や企業に転嫁されることになり得る、との指摘がある。
- 気候関連リスクの監督プロセスへの統合は未だ初期段階にあるものの、いくつかの当局は、金融機関がストレス・テストや開示などの取組みを進めることを期待している。
- FSBは、2020年10月までに、特に、増幅メカニズムとクロスボーダーでの影響にフォーカスし、短・中期的に重大化し得るものを優先的に、物理リスクと移行リスクが金融システムに影響を与え得るチャネルを評価するための更なる作業を行うことを予定している。

インプリケーション：例えば、気候関連リスクをどのようにストレス・テストで取り扱うかなど、気候関連リスクを保険会社のERM枠組みに取り込んでいく必要が一層増してくるものと考えられる。規制の動向を見つつも、規制が策定されるのを待つのではなく、業界としてベスト・プラクティスを模索していくことも引き続き重要であると考えられる。

(出所) FSB 'Stocktake of financial authorities' experience in including physical and transition climate risks as part of their financial stability monitoring'

英国金融行為規制機構、立場の弱い消費者の公正な取扱いに関する被規制金融機関向けガイダンス案の市中協議を開始（7月29日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）による本市中協議は、2019年7月の市中協議文書に対して寄せられたフィードバックを踏まえてアップデートしたガイダンス案へのコメントを求めるもの。本ガイダンスの目的は、金融機関が、立場の弱い消費者の存在を真摯に受け止め、そのような者の公正な取扱いが文化や方針、プロセスに組み込まれるように行動することを確保すること。
- ガイダンス案の骨子は、①イントロダクション（原則、定義、目的、適用範囲）、②立場の弱い消費者のニーズの理解、③スタッフのスキルと能力の保持、④ニーズに応えるためのアクション（商品デザイン、サービス、コミュニケーションなど）、⑤モニタリングと評価枠組みの整備。なお、本ガイダンスがクロスセクターで最低基準となることは意図されていない。
- 市中協議の期限は本年9月30日。今後、FCAは、（最終化された）ガイダンスに対する金融機関の取組みをモニターしていく。その中で、金融機関は、自身の文化や方針、プロセスが、立場の弱い消費者を含むすべての消費者の公正な取扱いをどのように確保しているかを示すことができる必要がある。
- また、FCAは、2021年から2022年にかけて、立場の弱い消費者の取扱いについて、金融機関を含むステークホルダーとの対話を継続する。2023年には、金融機関の取組みについて評価を行うことを計画している。同時に、FCAは、金融サービス業界が高齢者のニーズを満たすためにどのような取組みを行っているかについてもレビューを行っていく。

インプリケーション：金融庁の2019事務年度の「実践と方針」において「多様な金融サービス利用者のニーズへの対応と信頼

感・安心感の確保」が金融行政の重点施策の一つとして取り上げられていたほか、2020事務年度の金融行政方針においても、「利用者目線に立った金融サービス」が引き続き重要な方針の一つとして掲げられている。日本においても利用者利便の向上と利用者保護に向けた取組みの重要性はより一層高まるものと考えられ、その中で、英国における取組みから学ぶものもあると思料される。

(出所) FCA 'GC20/3: Guidance for firms on the fair treatment of vulnerable customers'

金融安定理事会、ドイツのピア・レビュー報告書を公表 (7月29日)

- 金融安定理事会 (FSB) による今回のピア・レビューでは、マクロプルデンシャルの政策枠組みとツール、特に、①マクロプルデンシャル分析のための情報収集とマクロプルデンシャル・ツールに関する進捗、②ノンバンク金融仲介業者が金融安定に及ぼす影響をどのように評価および管理しているか、の2つに焦点があてられた。
- ドイツのマクロプルデンシャルの枠組みは良く構築され、また、運営されている。他方で、他の国においても見られるように、多くの分野において更なる強化を図る余地がある。それには、マクロプルデンシャル分析のための情報収集、政策ツールの拡充、並びに、パブリック・コミュニケーション、および、エマージングや銀行セクター外のリスクの評価の強化などを含む。
- 金融危機以降のG20金融規制改革の実施について、多くの主要な分野でドイツは他の国よりも先行しているが、保険の破綻処理の権限に関する規制の実施はペンディングの状態である。

インプリケーション：マクロプルデンシャル分析のためのデータ収集については、日本でも更に取組みが進むことが想定される。また、再建計画の策定など、保険会社の破綻処理に関する取組みが進展することも考えられる。

(出典) FSB 'Peer Review of Germany'

オーストラリア健全性規制庁、保険会社の資本管理に関する新たなガイダンスを発表 (7月29日)

- 本年4月、オーストラリア健全性規制庁 (APRA) は、経済見通しの不確実性を受け、保険会社が株主配当の延期を真剣に検討することを期待する旨のガイダンスを発出。現時点において、保険業界はCovid-19対応の最初のフェーズを越えたと考えられることから、今般、長期的な資本計画を支援し、困難な時期を通じて保険会社が保険カバーを提供し、顧客をサポートできるよう、新たなガイダンスを発出。
- APRAは、引き続き保険会社による慎重な資本管理は必要であると考えており、したがって、①保険会社が定期的にストレス・テストを実施し、その結果を資本管理に関する意思決定に利用すること、また、②保険会社が引き続き株主配当を含む資本の配分に慎重に臨むこと、を期待している。

(出所) APRA 'Letter to all insurers: Capital management'

ニューヨーク州金融サービス局長官、米国労働省の私的年金基金のESG投資に関する規則案への反対を表明 (7月29日)

- 米国労働省が6月30日に市中協議に付した従業員退職所得保障法 (ERISA法) の改正案²に対し、ニューヨーク州金融サービス局 (DFS) は、規則案が採択されれば、労働者の所得保障を保護するよりもそれを損なう可能性がある、と考えている。DFSは、改正案が労働者の退職基金、さらにはマーケットが、ESGを勘案することを妨げるものとならないか懸念している。

² 退職年金プランの受託者が投資のリスク調整後の経済価値に関連する金融上の考慮のみに基づき投資行動を選択することを求める改正案。

- ニューヨーク州は、ESGと気候関連のファイナンシャル・リスクを考慮することを進め、また、そのリスクが管理できない場合には、そうした資産を売却することを支持することによって、労働者の年金を保護することにコミットしている。昨年、ニューヨーク州は、そのコミュニティを守り、持続可能な将来を確保するため、国内で最も野心的な気候関連の法律を成立させたところであり、同法は、すべての州当局が、気候とそれに関連するリスクを考慮することを求めている。ニューヨーク州の気候関連の法律およびクオモ州知事の気候関連のアクション・プランに沿う形で、DFSは、気候変動がもたらす脅威を非常に深刻にとらえており、DFSが規制・監督する金融機関も同様であることを期待している。
- 連邦政府は、リスクを理解し管理するためにESG要素を利用することをより困難にするのではなく、ESGリスク、そして、気候関連のファイナンシャル・リスクが金融システムや経済、労働者、そして彼らの年金にどのような影響を与えるのかについて、透明性を高め、また、理解をより深めるための行動をとるべきである。今日のマーケットにおいて投資家が直面している課題は、投資のリスクと機会を、より広範に、より洗練された形で勘案することを求めている。我々は、金融規制当局として、投資家に最も資する方法は、市場がそのような方向に向かうことを支持し、促し、そして強化することであって、改正案のようにそれを禁じるのではないと考える。

(出所) Department of Financial Services of New York ‘Superintendent Lacey Announces DFS’ Opposition to Federal Government’s Proposed Rule Change that Discourages ESG Investing, Undermining Retirement Security of Workers’

英国健全性監督機構、ソルベンシーIIにおけるマッチング調整の外部監査に関する期待について市中協議を開始（7月30日）

- 英国健全性監督機構（PRA）による本市中協議の目的は、マッチング調整（MA）の外部監査に対する期待を明確にするとともに、外部監査人とPRAそれぞれの役割の透明性を高めることにある。市中協議の期限は本年10月30日。
- 主な提案は以下の通り。
 - MAの適格性要件を満たしているか否かを判断するのはPRAであって、外部監査人がソルベンシーと財務状況報告書（SFCR）の監査の一環としてそれを行うことは求められない。
 - 外部監査人は、SFCRに関する監査意見を表明する際に、MAの規模について検討することが期待される。
 - PRAはMAに関してリスク・ベースで監督を行う。その中で、例えば、保険会社がどのようにMAを適用し、そして計算しているかなどを評価する。他方で、PRAはMAの計算手法自体を承認する訳ではなく、したがって、外部監査人にはMAが正しく計算されているか否かについて自らの見解を形成することが期待される。
 - 外部監査人は、保険会社がMA要件を満たしていない可能性があることに気付いた場合、その旨をまず保険会社に知らせることが期待される。また、保険会社がMAの計算手法を大きく変更した場合であって、PRAがそれに気付いていないと思われる場合、外部監査人は、その情報をPRAに提供することが期待される。

(出所) PRA ‘Solvency II: The PRA’s expectations for the work of external auditors on the matching adjustment’

欧州保険・年金監督当局、金融安定報告書2020を公表（7月30日）

- Covid-19は、ソルベンシーIIの規制枠組みの重要性を一層際立たせた。市場統合的でリスク・ベースのアプローチは、保険会社とその資本をリスクに適合させ、耐性を構築し、リスク管理のプラクティスを向上させることに役立っている。また、長期保証のために設けられている調整は、Covid-19に関連する市場のボラティリティが自己資本やソルベンシーに与える影響を部分的に緩和することを可能にしている。

- 保険会社は、強固な資本バッファを有していたことから、Covid-19による最初の大きな市場のショックに耐えることができた。他方で、経済の混乱やウイルスの更なる拡散に関する高い不確実性は、今後のダウンサイド・リスクを増加させている。危機の規模や期間が不確実であることから、EIOPAは、保険会社および年金基金に対して、健全なアプローチを採用し、株主配当や自社株買いを一時的に停止することなどによりCovid-19の影響を緩和することを求めている。
- Covid-19を受けた厳しい状況の中、保険会社は、ソルベンシー・リスク、収益リスク、再投資リスクに晒されている。リスク・プレミアムの突然の再評価やデフォルト・リスクの高まりは、大規模な格下げを引き起こし、その結果、ハイイールド債などの投資価値が下落する可能性がある。また、超低金利やマクロ経済の減退、新ビジネスの収益性の低下、収益性の高い既契約の減少などにより、保険会社の資本は課題に直面し得る。
- 気候リスクは、ESGとともに、保険・年金産業にとって、引き続きフォーカル・ポイントの一つであり続け、資産運用の意思決定のみならず、保険の引受けにも影響を及ぼしている。また、サイバー・リスクは、特に、Covid-19下での新しい勤務環境が導入されたことにより、金融システム全体にわたってその関連性を高めている。

(出所) EIOPA 'EIOPA Financial Stability Report July 2020'

中国銀行保険監督管理委員会、損害保険業界の高品質な発展の促進のための3か年計画を公表 (8月5日)

- 近年、中国の損保市場は、急成長から高品質な発展へとフェーズがシフトしてきており、損保の監督も、機能別の監督から、会社別・機能別とをバランスさせた監督へと変化してきている。そうした中、損保市場の発展のためには、全体像を描いた上でプランニングをしていくことが喫緊の課題となっている。本3か年計画は、中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) がその設立後初めて策定する、損保業界の発展と監督のためのアクション・プランであり、同業界に重要なガイダンスを提供するものである。
- 3か年計画は、①全般的な要件 (指針となる理念、基本的な原則、全体的な目的などを含む。) 、②ビジネス・モデルの改善、イノベーション、デジタル・テクノロジーをベースとしたビジネスの構築、ガバナンスの高度化、③国民経済と国民生活への一層の貢献、④損保業界の国際化、⑤監督枠組みの強化、⑥それらの実行、の6つの柱から成る。

インプリケーション：3か年計画において損保業界の国際化 (go global) を一つの柱として打ち出したことは注目に値する。今後の動向を注視する必要があると考えられる。

(出所) CBIRC 'CBIRC Issues the Three-year Action Plan for Promoting High-quality Development of the Property Insurance Industry'

カナダ金融機関監督庁、IFRS17に関する作業のタイムラインをアップデート (8月7日)

- カナダ金融監督庁 (OSFI) は、Covid-19を受けて一時中断していた規制に関する取組みについて、2020年秋以降、順次再開することを示した。IFRS17関連では以下のものが該当。
 - IFRS17保険報告 (Insurance Returns) に関する市中協議の期限は8月31日まで延長。
 - IFRS17の実施状況に関する半期報告の提出は9月30日に再開。
 - 資本テストに関する市中協議は2020年秋に開始。
- IASBがIFRS17の実施を2023年1月1日に延期したことに関連するOSFIの作業スケジュールは以下のとおり。
 - IFRS17に対応するための資本ガイダンスの策定について、生保資本十分性テスト (LICAT) 、損保最低資本テスト

(MCT)、モーゲージ保険資本十分性テスト (MICAT) の策定を2022年中に最終化することを予定。

➤ 会計ガイダンスについて、カナダ会計基準審議会がIFRS17に対する調整をカナダCPAハンドブックに統合した後、OSFIは、IFRS17とIFRS9の延期に関するアカウントティング・アドバイザーを改訂する予定。

■ OSFIは、IFRS17の実施をサポートするため、業界や主要なステークホルダーとの作業を継続。

(出所) OSFI 'Update on OSFI's Activities with respect to IFRS 17 - Insurance Contracts'

中国銀行保険監督管理委員会、2020年第2四半期の銀行・保険統計を公表 (8月10日)

■ 2020年上半期末における保険会社の総資産は約22兆人民元 (RMB) (約342兆円) で、年初から6.9% (1.4兆RMB) 増加。業態別に見ると、生保が9.6% (上半期末残高は18.6兆RMB)、損保が5.3% (同2.4兆RMB)、再保険会社が20.5% (同0.5兆RMB)、それぞれ増加。また、同期の保険料収入は2.7兆RMB (約42兆円) で、前年同期比+6.5%。保険金の支払いは0.6兆RMBで、同+1.2%。新契約件数は239億件で、同+28%と、大きな伸びを示した。

インプリケーション: Covid-19下での保険市場の成長、特に新契約件数の伸びは注目に値する。

(出所) CBIRC 'CBIRC Releases Supervisory Statistics of the Banking and Insurance Sectors for 2020 Q2'

香港保険監督機構、CEOの再任を歓迎 (8月14日)

■ 香港政府は、保険監督機構 (IA) のCEOに、現CEOのClement Cheung氏を再任。任期は2023年8月14日。

(出所) IA 'Insurance Authority welcomes the reappointment of Chief Executive Officer'

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

ディレクター

リスク管理戦略センター

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数数を指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001